

## 六ヶ所村風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書 に対する環境の保全の見地からの意見

### 1 総論

#### (1) 事業計画等の検討等

環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させるとともに、環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、対象事業実施区域周辺の自然環境及び住民に対する影響の回避又は極力低減に努めること。

#### (2) 事後調査について

事後調査及び環境監視を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

#### (3) 累積的な影響

施設の稼働に伴う累積的な影響について、予測条件が把握できる風力発電事業（雲雀平風力発電所、横浜町風力発電所）を対象に予測を行っているが、対象事業実施区域周辺には六ヶ所村二又風力発電所、吹越台地風力発電所等も存在することから、再度、周辺の風力発電事業に係る情報の取得に努め、それらによる累積的な影響を改めて予測・評価すること。

また、情報を取得できなかった風力発電事業については、その理由を明記するとともに、同規模の風力発電設備の条件を用いて予測・評価すること。

#### (4) 地域住民等への対応

環境影響評価手続き終了後においても、当該事業に係る住民等からの意見や要望等があった場合には、住民等の求めに応じて説明会を開催する等、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

#### (5) 情報公開

環境影響評価図書は、インターネット公表時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、縦覧期間終了後もインターネット等での閲覧や印刷を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

## (6) その他

- ア 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が建設工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。
- イ 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努めるとともに、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

## 2 各論

### (1) 水環境

沈砂池4について、河川に隣接して設置するため、経路長及び傾斜の測定が不可能であり、濁水が水域に到達するものとして予測を行っているが、再度、沈砂池4の設置場所及び沈砂池面積等を検討し、濁水が水域に到達しないような計画とすること。

### (2) 風車の影

風車の影について、既設の風力発電設備における「風車の影による影響（気象条件を考慮した場合）が年間8時間を超過する戸数」の予測結果を記載し、事業の実施が環境に及ぼす影響を定量的に評価すること。

また、本事業及び累積的な影響の評価結果では、樹林帯や建築物等の存在によって、風車の影による影響範囲は狭まると予測しているが、これは定性的な予測であり、不確実性があることから、事後調査を確実に実施し、その結果、周辺住民の生活に影響があると認められる場合には、対象の住民と協議の上、必要な環境保全措置を講じること。

### (3) 動物

ア 既設の風力発電設備におけるバット・バードストライクの確認数及び死骸の持ち去り率等から、確認された種の年間衝突推定数を算出し、環境省モデル・球体モデルによる既設及びリプレース後の年間衝突推定数と比較すること。

また、比較の結果、既設の風力発電設備におけるバット・バードストライク調査結果による年間衝突推定数と環境省モデル・球体モデルによる年間衝突推定数に乖離が見られる場合には、環境省モデル・球体モデルに係るパラメーターの補正について検討すること。

イ 死骸調査において、確認された死骸は主にスカベンジャーであり、それらの餌となる鳥類及びコウモリ類の死骸が少數であることについては、スカベンジャーがそれらを持ち去った可能性があるとともに、スカベンジャーがそれらに誘引され、風力発電機に衝突した可能性がある。

このため、バット・バードストライクの事後調査を実施する際には、地元の専門家から意見を聴取し、主にスカベンジャーが確認された理由を検討するため、より適した調査手法を検討すること。

#### (4) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事用資材等の搬出入の予測地点について、大石総合運動公園及び下北スリーハンドレッドゴルフクラブは、アクセスルートが工事関係車両の主要な走行ルートと重複することから、これらも予測地点に含めた上で、適切に予測・評価を行うこと。

また、これらの地点では、スポーツの大会等が開催されることから、環境保全措置として、大会・イベント開催時における工事関係車両台数の低減について配慮すること。